一般社団法人 Food Communication Compass

アドバイザリーボード運営規則

(目的)

第1条

この規則は一般社団法人 Food Communication Compass (以下、「この法人」という。)のアドバイザリーボードの運営に関する事項を定める。アドバイザリーボードは理事長の業務に関する意思決定のための協議機関とし、総会の付議事項に関する事前審議を主たる任務とする。

(構成)

第2条

アドバイザリーボードは、総会において選任された社員をもって構成する。ただし理事長が必要と認める場合は他の社員を加えることができる。

(任務)

第3条

アドバイザリーボードは、次に挙げる事項を協議する。

- ①総会から理事長に委任された業務の執行にあたり理事長からの諮問にあたり答申すること。
- ②総会に付議する事項を協議すること。
- ③理事長の業務執行にあたりその重要事項について協議すること。
- ④業務にあたり年間計画(案)を策定すること。
- ⑤この法人の運営、経営全般に関する事項

(開催)

第4条

アドバイザリーボードは、年3回以上開催する。開催の日程は前もって協議の上決定する。

(招集)

第5条

アドバイザリーボードは、理事長が招集する。

2 アドバイザリーボードを招集するときは、開催日の1週間前までに各社員に対して通知する。ただし緊急を要し構成員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく**アドバイザリーボード**を開催することができる。

(議長)

第6条

アドバイザリーボードの議長は、理事長若しくは理事長が指名するものがこれにあたる。

(議事録)

第7条

アドバイザリーボードの議事について必要がある場合は、議事録を作成する。作成した議事録は**アドバイザリーボード**の構成員の押印を受けたうえで保管する。

(改廃)

第8条

この規則は、総会の議決によって変更することができる。 (附則)

1. この規則は、平成30年度総会の議決の日を持って執行する。